

●景観計画区域内における行為の届け出

景観区域内で下表に示した大規模な行為を行う際には、景観形成基準に配慮したものとさせていただくとともに、事前に届け出が必要となります。行為を行う 30 日前には届け出を行ってください。

なお、届け出は平成 29 年 4 月 1 日以降に着手するものが対象です。

	行為の種別	対象となる規模など
建築物	○建築物の新築・増築・改築もしくは移転 ○外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え ○色彩の変更	延床面積が 200 平方メートル以上
工作物	○工作物の新設・増築・改築もしくは移転 ○外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え ○色彩の変更	○煙突、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱など ○装飾塔、記念塔など ○高架水槽、物見塔など ○飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設 ○その他これらに類するもの 高さが 13 メートルを超えるもの
		○擁壁・垣、柵、堀 ○その他これらに類するもの 高さが 5 メートルを超えるもの
		○電気供給または電気通信のための施設 高さが 15 メートルを超えるもの
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	面積が 1,000 平方メートル以上

●景観形成基準の概要

景観計画区域内で届け出が必要な行為については、景観形成基準に適合するように配慮しなければなりません。

景観計画では、右表の行為の種別それぞれに景観形成基準を定めています。基準の詳細については、市ホームページや都市計画課でご確認ください。

種別	景観形成基準の項目
建築物	位置、高さ、形態・意匠、色彩、素材、敷地の緑化
工作物	位置、高さ、形態・意匠、色彩
開発行為	方法及び変更後の形状

よりよい景観のために

金生川では、ボランティア団体、周辺の住民や企業により定期的な清掃活動が実施されています。ごみのポイ捨て、不法投棄はせず、市民みんなで美しい金生川の景観を守りましょう。



【届け出・問い合わせ先】 都市計画課（消防防災センター 5 階） 28-6231

四国中央市景観計画を策定します

本市は、「景観法」の仕組みを活用し、積極的に景観づくりに取り組んでいくために、平成 17 年 10 月に景観法に基づく景観行政団体となっています。この度、これまでの取り組みなどを継承しつつ、さらなる景観行政の強化を図るため、景観法に基づく「四国中央市景観計画」を策定し、半年間の周知期間を経て、平成 29 年 4 月 1 日に告示する予定としています。

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める基本的な計画であり、良好な景観の形成に関する方針や具体的な取り組みについて示すものです。また、景観法の規定に基づく手続きなどに関し必要な事項を定めるため、「四国中央市景観条例」を制定しました。

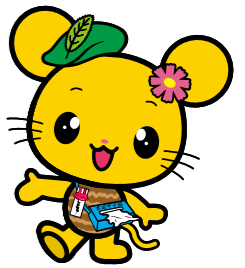
基本理念

四国のまんなか 笑顔ひろがる景観まちづくり

来年4月1日
スタート!

基本方針

- 美しい河川景観を保全し、親しみのある水辺景観の魅力を高める。
- 核となる景観資源を磨き、地域の景観イメージを高める。
- 自然や歴史、文化などと調和した町並み景観の形成を促す。
- 景観の多様な楽しみ方を提供する。
- 景観づくりから「人づくり」、「まちづくり」に広げる。



●景観計画区域

本市におけるまちづくりの動向や地域住民・ボランティアなどによる活動状況、アンケート調査による市民意向や良好な景観形成に向けた課題などを勘案のうえ、先導的に景観づくりに取り組むことで市民の目に触れ、効果の発現が最も期待される「金生川周辺」を景観計画区域に設定します。

